

## 新潟県条例第40号

新潟県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

新潟県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年新潟県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条を加える。

改 正 後	改 正 前
<b>第14条</b> （略）  <u>（情報通信技術を利用する方法により行う手続）</u> <b>第15条</b> <u>法第74条に規定する手続について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の規定を適用する場合に関し必要な事項は、規則で定める。</u>	<b>第14条</b> （略）
<b>第16条</b> （略）	<b>第15条</b> （略）
<b>第17条</b> （略）	<b>第16条</b> （略）
<b>第18条</b> （略）	<b>第17条</b> （略）
<b>第19条</b> （略）	<b>第18条</b> （略）

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。